

「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れについて

国家公務員共済組合連合会(以下「KKR」という。)は、アセットオーナー(資産保有者としての機関投資家)として、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則(アセットオーナー・プリンシプル)に賛同し、受入れることを表明します。

原則1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

○ KKRは、年金の積立金の運用において、法令等の定めにより制定した管理運用の方針等に基づき、組合員等の受益者の利益のため、運用目的、運用目標及び運用方針等を定め、長期的な観点から、安全かつ効率的に運用を行います。

原則2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

○ KKRは、運用に関する専門人材の登用・育成等について、運用責任の明確化や市場の変化に対し機動的に対応できるようにするため、必要な人材を確保し、体制整備を実施します。

原則3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

○ KKRは、委託先の管理・選定にあたっては、マネージャー・エントリー制の更なる活用を図り、定量的評価および定性的評価による総合的な評価を実施します。

また、リスク管理について、リスク管理手法の高度化、あるいは、運用対象となる金融商品

の多様化に伴い、適宜適切に運用リスク管理項目の見直しを行い、リスク管理を強化します。

原則4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供(「見える化」)を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

- KKRは、年1回、業務概況書により当該年度の運用概況、各資産における超過収益率の詳細な要因分解、運用資産額・各収益率等の時系列表示、運用受託機関別の実績収益率を公表するとともに、全保有銘柄を開示するほか、四半期ごとにも運用実績(資産構成、収益率等)を公表し、各種情報提供を実施します。

原則5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

- KKRは、平成26年5月より、日本版スチュワードシップ・コードを受入れています。また、令和6年3月に、PRI署名機関となっています。受益者の利益のため、エンゲージメントを軸としたスチュワードシップ活動やサステナブルファイナンスへの取組みを充実させます。